

平成31年度第1回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和元年6月5日（水）

平成31年度第1回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和元年6月5日(水) 午後2時～4時

2 場所

東大和市役所会議棟第4会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	小林 紀久雄	出席
職務代理者	田村 茂	出席
委 員	尾崎 誠	欠席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	中村 勝司	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	池田 陽子	出席

(2) 市長

市 長	尾崎 保夫
-----	-------

(3) 事務局出席職員

総務部	阿部部長
文書課	下村課長 吾郷係長 久保田主事

(4) 説明員

諮問1	産業振興課	高橋副参事
諮問2	都市計画課	神山課長 梅山係長
	防災安全課	東参事
諮問3	子育て支援課	鈴木課長 原係長 関田主事
諮問4	保育課	関田課長 豊田係長
諮問5	地域振興課	大法課長

4 議題

諮問案件

- (1) プレミアム付商品券事業に伴う販売事務の委託について
- (2) 空き家の実態調査に関する業務の委託について
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について
- (4) 子育てのための施設利用給付事務の委託について
- (5) 男女共同参画推進計画策定事務における保有個人情報の目的外利用について

報告案件

- (1) 個人情報の本人外収集について（第6条第4項による報告）
- (2) 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について（第7条第4項による報告）
- (3) 事務の所管換えに伴う個人情報取扱事務の変更について（第7条第4項による報告）

5 会議の公開及び傍聴者

会議は公開により行った。

傍聴者 0人

6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票

1 開会

○阿部部長 それでは定刻少し前でございますが、始めさせていただきます。会議に先立ち、委員の出席状況の報告をいたします。

○下村課長 会議に先立ちまして、委員の出席状況を報告いたします。委員8名中、1名の委員から欠席のご連絡をいただいております。出席者7名、よって会議は成立してございます。以上です。

2 委嘱状の交付

新たな委員の委嘱状の交付を行った。

3 審議会への諮問

○阿部部長 次に、市長より諮問書の提出がございます。市長よろしくお願ひいたします。

○尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長、小林紀久雄様。個人情報の取扱いについて（諮問）。このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。諮問内容につきましては、事務局から説明をさせます。以上です。よろしくどうぞお願ひいたします。

○阿部部長 なお、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

○尾崎市長 よろしくお願ひします。

○阿部部長 本日の諮問事項は、1「プレミアム付商品券事業に伴う販売事務の委託について」、2「空き家の実態調査に関する業務の委託について」、3「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について」、4「子育てのための施設等利用給付事務の委託について」、5「男女共同参画推進計画策定事務における保有個人情報の目的外利用について」以上の5件でございます。それでは、この先の会議の進行を会長にお願ひいたします。会長、よろしくお願ひいたします。

4 諮問案件の審議

○会長 それでは「平成31年度第1回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めます。

諮問1

○会長 まず、諮問1の「プレミアム付商品券事業に伴う販売事務の委託について」担当課の説明を求めます。それではお願ひします。

○高橋副参事 産業振興課プレミアム付商品券担当の高橋でございます。今日はよろしくお願ひいたします。3ページをお開きいただきたいと存じます。「プレミアム付商品券事業

に伴う販売事務の委託について」でございます。前回のこの保護審では、個人情報を取り扱う、プレミアム付商品券の事務を開始すること、またその事務を進めていくために、業務を委託すること、そして対象者抽出のため、住民基本台帳や課税などの個人情報を使用するための目的外利用について、ご承認をいただきました。今回は、新たな事務といたしまして、プレミアム付商品券の販売事務につきまして、条例第7条第4項に基づき、審議会に報告するとともに、個人情報を取り扱う事務を委託することから、条例第10条第2項に基づき、ご意見を伺うものでございます。

それでは4ページをお開きいただきたいと存じます。個人情報取扱事務の変更内容についてご説明をいたします。まず、1番の事務担当課でございますが、本年4月から、市民部産業振興課のプレミアム付商品券事業担当が、この事務を執行することになりました。このことから、この事務については、産業振興課からご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。続きまして4番の変更年月日でございますが、商品券の販売業務委託に係る予算措置が、この6月に始まります市議会定例会に、平成31年度補正予算第1号として、計上されることから、初日に当たります6月10日とさせていただきます。補正予算可決後、契約等の事務を進めてまいりたいと考えております。5番から12番までの項目につきましては、変更はございません。13の委託・再委託の有無についてでございますが、今回は新たに再委託を行うものでございます。続いて15番の備考でございますが、(4)の委託内容欄の四角の枠で囲まれております「②販売事務」を追加いたしまして、(5)でこの事務を産業振興課に所管替えをし、新たな販売業務委託につきまして、諮問をさせていただくものでございます。現在、商品券の販売につきましては、商工会に委託し、再委託により市内8局ございます郵便局で販売をしたいと考えてございます。5ページにつきましては、特定個人情報を取り扱う事務ではございませんので、記載がございません。

続いて、6ページをお開きください。第8号様式、審議会諮問書でございます。6の委託の内容・理由でございますが、商品券販売業務が、新たに追加となる事務であることから、新規とさせていただきます。委託の理由は、事務を円滑に進めるため、プレミアム付商品券の販売業務を委託したいと考えてございます。委託内容でございますが、具体的には、プレミアム付商品券販売時に、市が発送いたします商品券購入引換券を持参していただくとともに、購入に来られた方の本人確認をして販売させていただくこととなります。これは国の通知によって示されているものでございます。この本人確認は、身分証明書等で確認するほか、必要事項は口頭で確認する事項もあることから、8の項目にございます、氏名、住所、生年月日のほかに、関係性を確認するため、続柄なども列挙してございます。このほか、個人情報が記載されている商品券購入引換券や、本人確認資料は、その都度購入者に返却し、コピー等は取らないことから、個人情報の取得はないものと考えております。9番の個人情報保護措置の概要でございますが、契約書に添付をいたします、個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づき、個人情報の適正な管理、取扱いを遵

守させるものです。10番の備考にございますが、本事業は、個人情報の適正な管理、取扱い等の措置を遵守させることで、再委託を許可するものでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、今説明が終わりました。何か質問等ありましたら、お願いします。はい、どうぞ。

○委員 商工会が再委託するということなのですが、商工会とその再委託先は郵便局と今おっしゃいましたけれど、それぞれにどのような個人情報が渡るのかというのは、これは同じものが渡るという考え方でよろしいでしょうか。

○高橋副参事 いえ、業務としては、販売自体は郵便局に再委託でお願いすることになりますので、そのご本人に届けられた商品券購入引換書というところに、住所、お名前などが書いてございますので、それとご本人確認をしていただくということになりますので、商工会で直接購入券引換書を見るということはございませんので、再委託先の郵便局が、個人情報を取り扱うということになります。

○委員 はい、わかりました。

○会長 そのほか。はいどうぞ。

○委員 これは3歳未満の子が所属する世帯主、これは本人というよりは世帯主の確認になると思うのですが、非課税世帯の方で、本人でなくて家族が取りに行く、要は依頼されたりとかという場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。

○高橋副参事 こちらにつきましても、国から通知が来てございまして、代理人や使用者についても、購入に来られた方のご本人確認をすれば、その方に販売をして良いということになっておりますので、引換券と来られた方のご本人確認をするということになります。

○委員 引換券と、来られた方。

○高橋副参事 引換券に書いていない方ですよ、代理人、または使用者の方が買いに来られても、来られた方のご本人確認をして、販売をして差し支えないということになっております。

○委員 その時に委任状とかはいらないのですか。

○高橋副参事 あれば好ましいのですが、なくても構わないと。使用者だと言っていた場合は、その方のご本人確認をして、販売をして差し支えないというのが国の通知になっております。

○委員 住所が一緒なら、そういうことですよ。もう全然関係なくても。

○高橋副参事 使者ということで、この商品券の事業が、消費税の下支えとか、景気の経済効果の下支えということなので、まず売らないといけないところが、国の考え方であるようで、通知でもそこまで具体的には書いてあるので、そこを守っていただいて販売はしていこうと考えております。

○会長 まだありますか。はいどうぞ。

○委員 意見です。非課税世帯ということになると、恐らく高齢単身の方が対象者とし

て非常に多いように想像されるので、行ってきてあげるわよという話は間違いなく出るかなと思います。ただ一方で、これは2万円払って、2万5千円のプレミアムチケットを買うので、手ぶらではもらいにいけない、その証明書だけがあって5千円だけくださいというものではないので、恐らく依頼をされている方との間柄が確実だろうという想定のもとに、委任状はいらないのかなと想像はするのですけれども、行ってきてあげるわよの話は、おそらく相当な数出ると思うので、そのへんが混乱なく進めば良いかなと思います。

○高橋副参事 ありがとうございます。周知の中でも、オレオレ詐欺等もありますので、そういうところも含めて注意をしてくださいという注意喚起も入れながら、売らないといけないものですから、事務を進めていかせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○委員 6ページの9番のところの、個人情報保護措置の内容のところ、契約書に特記仕様書を添付するということなのですから、これは市と商工会との間の業務委託契約に特記仕様書を添付するという意味ですか。

○高橋副参事 そうです。

○委員 その商工会が、郵便局に対して再委託を行うことについては、この特記仕様書の内容等については、どういう扱いになるのですか。

○高橋副参事 同じ内容で再委託が可能であるということで、今日ご承認いただければ、これをまた付けさせていただいて、この内容で遵守をしてくださいという契約書を作成することになると思います。

○委員 では再委託をするに際しても、特記仕様書を添付して再委託してという内容の契約になるということですか。

○高橋副参事 物としては同じものではないかもしれませんが、市の様式ですので。内容としては同じもの、同じ内容で契約をしていきたいと思っております。

○会長 そのほか。それでは、ないようですので、この辺りで審議会の意見をまとめたいと思っております。諮問1の「プレミアム付商品券事業に伴う販売事務の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認といたします。

○高橋副参事 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

諮問2

○会長 次に、諮問2の「空き家の実態調査に関する業務の委託について」審議を行います。早速ですが、担当課の説明を求めます。

○神山課長 都市計画課の神山と申します。よろしく申し上げます。

○東参事 防災安全課の東と申します。よろしく願いいたします。

○**神山課長** 都市計画課の担当係長の梅山です。

○**梅山係長** 梅山と申します。よろしくお願いたします。

○**神山課長** それでは私のほうから説明を申し上げます。最初に、資料の7ページをお開きいただきたいと思います。審議会に報告及び諮問する主旨でございますけれども、今回個人情報を取り扱う事務といたしまして、空き家の実態調査を行います。当該調査を開始するに当たりまして、事務の名称等届け出をいたしましたので、条例の7条4項に基づき報告をいたします。また、当該個人情報を取り扱う事務を委託するに当たりまして、条例第10条第2項に基づきご意見を伺うものでございます。諮問の理由でありますけれども、そちらに記載してありますように、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、今後当市における空き家対策を検討する際に必要となる基礎資料を作成します。作成に当たり、空き家の実態調査を行うため、専門知識と実績を有する専門業者に業務を委託したいということでございます。

次に、事務の内容をご説明いたします。飛ばしまして、11ページをお開きいただきたいと思います。最初に、空き家に関する国の状況でございますけれども、国は平成26年に、空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定しております。次に、今回の空き家の実態調査でございますけれども、空き家の今回の実態調査はこの法律の第9条に基づいて行うものでございます。調査の目的といたしましては、2点ございまして、1点目といたしましては、市内の全住宅を対象に現地調査を実施することによりまして、空き家の所在、戸数、管理状況などの実態を把握することでございます。2点目は、空き家と判定した物件の所有者や管理者に対しまして、アンケート調査を行い、その結果を今後市が空き家対策を検討していく際の基礎資料とするものです。

今後の空き家対策といたしましては、大きく分けて2点あります。1点目は、空き家の管理不全の防止でございます。もう1点は、空き家の利活用であります。

資料の3の業務内容についてご説明いたします。①から⑥まで書いてありまして、③のなお書き、この部分を除いて委託で行います。①につきましては、市内全域の住宅等を対象に空き家と思われる建築物を抽出するため現地調査（外観目視）を行います。②は、現地調査後、空き家と思われる建築物について、空き家と判定するための詳細調査（外観目視）を行います。また同時に、老朽度判定を行うための調査、これも外観目視で行います。③でありまして、②を基に空き家と判定した建築物の所有者又は管理者に対し、維持管理等に関するアンケート調査（郵送）を実施いたします。このように委託の中で、業者が行う業務といたしまして、アンケート調査がございまして、このアンケート調査の中で、回答者から住所、氏名、電話番号、それから財産としての家屋の管理状況や、活用の意向といった個人情報を収集し、取り扱うものでございます。なお、アンケート調査票を送付する宛名でございますけれども、空き家に送っても意味がありませんので、当該空き家に関する固定資産税の宛名情報を都市計画課が取得し、実質的に当該空き家を所有または管理している方に送付するものであります。これは、空き家等対策の推進に関する特別措置法の

第10条におきまして、固定資産税の課税に利用する目的で保有する情報のうち、空き家等の所有者等に関する情報につきましては、その利用が許容されておりますことから、都市計画課が空き家の所有者等の情報として取得し、利用するものでございます。続いて資料の④でございますけれども、アンケート調査終了後、現地調査、アンケート調査の集計、分析を行います。⑤、上記①から④の調査結果をもとに、空き家台帳、地図等を作成いたします。⑥、上記①から⑤の内容を報告書にまとめ、今後の市の空き家対策についての方角性を打ち出します。それから4番の備考欄でございますけれども、防災安全課と連携しながら業務を遂行するという事で、防災安全課では、管理不全の空き家の対策を行うということになっております。

次に資料をご説明いたします。8ページにお戻りください。個人情報取扱事務の届出事項です。抜粋してご説明いたします。5番、事務の名称であります。空き家の実態調査に関する業務でございます。6番は事務の目的でございますが、市内の空き家の実態調査を行い、調査結果を報告書としてまとめる、でございます。7番、対象者の範囲でございますが、市内の空き家の所有者または管理者でございます。8番は記録項目になっておりますが、アンケート調査の際に使用し、取得する情報として、氏名、住所、電話番号がでございます。資産状況につきましては、家屋の管理状況、活用意向を収集するものでございます。11番、個人情報の収集の関係でありますけれども、先ほど説明しましたように、アンケート調査の際に、本人から収集する個人情報と、アンケート調査票の送付先情報として、法律の規定に基づいて都市計画課が課税課から抽出する個人情報がございます。

10ページをお開きください。審議会の諮問書でございます。重複する部分は除いてご説明いたします。6番の委託の内容であります。内容といたしましては、市内全域の住宅等を対象に、空き家の実態を把握するため現地調査を行う。現地調査後、空き家の所有者または管理者に対し、空き家の維持管理等に関するアンケート調査を実施する。アンケート調査終了後、現地調査・アンケート調査の集計・分析を行い、報告書としてまとめる、であります。理由といたしまして、本事務の実施においては、専門的な知識が必要であり、また業務の効率化を図ることから、空き家の実態調査の専門知識と実績を有するコンサルタント業者を選定し、業務委託を行うものであります。7番の委託期間でありますけれども、令和元年7月1日から、令和2年3月18日を予定しております。8番の委託に係る個人情報の項目・範囲でありますけれども、氏名、住所、電話番号でございます。範囲につきましては、市内の空き家の所有者または管理者でございます。9番、個人情報保護措置の概要でありますけれども、契約書に特記仕様書を添付いたしまして、個人情報の適正な管理、取扱いの措置を受託者に遵守させます。以上、ご説明申し上げましたように、業務を新たに開始するに当たり、事前に報告いたしますとともに、業務委託、事務を委託することについてご意見を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

○会長 それでは、説明が終わりましたので、何か質問等ありましたらお願いします。はいどうぞ。

○委員 何点かお聞きします。まずは空き家の実態調査の専門知識と書いてありますが、これはどのような専門知識になるのかわからないのですけれども、基本的には敷地内には足は踏み入れないという考え方でよろしいでしょうか。というのは、電気メーターを見て、ここ住んでないとか、そういったところまでやるのかわからないのですが、この専門知識というのはどういうものなのかというのが1点です。あと、これは制度というか報告書の内容になるのですが、基礎資料を得るための報告書という中に、今後の市の空き家対策についての方向性を打ち出すというところまで、業務内容が書いてある。まだできていない、これから検討するわけですよ。このデータに基づき。本来だったら、活用方法を検討してから方針を立てて調査をするのか、調査をしてから対策が後になるのか、今の方法ですと、後になるのだなと思うのですけれども、この辺の業者さんに、空き家対策についての方向性まで立たせるのは、これは市の仕事ではないかなと思うのですが、その辺りのところが1点。それから3点目が、送付先の住所、宛名の関係、ほかの部と多分連携をしているのかわからないのですけれども、そういったデータベースから送付先の情報を得ると。これは逆に、先に全部いただいておいて、付け合わせは担当課でやるのか、それとも建物を特定して、その人の住所はどこになっているのかという形でやるのか、その辺の送付先のデータは大量にあると思うので、その辺のやり方について、それが3点目。それから4点目がアンケート調査の内容が、住所、氏名、連絡先ということなのですが、この内容をもう少し具体的にお願いしたい。その4点です。

○神山課長 はい。1点目の専門知識とございますけれども、まず調査は敷地の中に入らないで、外から目視ということになります。専門知識といたしましては、例えば、本当の特定空き家といいますか、管理不全のものが生じた場合などにつきましては、個人の私有財産にある程度制限をかける形で、例えば強制的に立ち入りをしたり、そういった法律的な専門知識等も含めて、空き家の管理不全の対応というのは、専門知識が必要でございます。それから活用につきましても、いろいろな活用のパターンがあるので、ほかの自治体等でコンサルティングをやっていて、実績があるようなところと、できれば契約したいなと思っておりまして、そういう意味での専門知識というように考えております。2点目の方向性につきましては、確かにおっしゃるとおりで、調査をしてみないことには、どういった状況かが把握できませんので、調査の概要が出た段階で、方向性というのは、あくまで、こうしろという細かいことを決めるのではなくて、大きな枠の中での方向性だけ出していただいて、そのあとはまた市のほうで、具体的にどう進めていこうかという対策を考えてまいります。それから3点目の送付先の宛名でありますけれども、空き家の実態調査をやって、空き家と判定した家屋についての税情報をいただくというように考えております。最後のアンケートの内容の話ですけれども、基本的には空き家になっていまして、その空き家の活用の意向があるとか、管理上で何か問題を抱えているとか、その管理不全に陥らないためにどうしていったら良いのかといったようなことを聞きたいと思っているのですけれども、アンケートの内容の設定については、コンサルティング業者の専門知

識なども使いながら決めていきますので、まだ具体的な項目までは定まってはおりません。以上です。

○**会長** そのほかに。はいどうぞ。

○**委員** 空き家はすごく判断が難しく、空き家のように見えても住んでいる場合があるとか、いろいろあると思うのですけれども、目視で明らかに空き家だろうと思うところをピックアップしていったときに、固定資産税が未払いのものもおそらく出てくるのではないかと思います。その部分は、税の担当がすでに追いかけているのか、追いかけるのかというのが知りたいのと、利活用の部分なのですけれども、先ほどの質問でわかった部分もあるのですけれども、利活用に対する考え方をまとめるのも、都市計画課がする形になるのかどうなのか、というところが伺いたいところです。この2点です。

○**神山課長** 1点目の、空き家の判定の際に、税金を払っているか払っていないかとか、その辺を活用するのかという趣旨でよろしいですか。税金を払っているか払っていないか、その情報を取得する考えはありません。あくまで空き家かどうかというだけで、税金とは特に関係ないと。要するに税金以外の項目で空き家の判定をします。例えば、いろいろな項目があるのですけれども、電気メーター、ガスメーター、雑草の繁茂、駐車場の状況、あと細かい内容としましては、空き家の管理状況で、家に傾斜が見られるとか、屋根の状況が一部ずれているとか、そういった状況なのですけれども、その項目については、一応、仕様書上、ある程度盛り込みますけれど、更に契約する業者さんにそれ以外のノウハウがあるのであれば、そういったものも組み入れて、空き家かどうかの判定をしたい。空き家の判定は2回やる予定です。1次判定と2次判定ということで、1回ピックアップしたものを、更に1級建築士さん等も関わってもらうような仕様書にしておきまして、そういった方にも見てもらって、2次判定をしていくというように考えております。利活用の意向は、空き家の所有者等の方にお伺いして、それを踏まえて、どう利活用していったら空き家でなくしていくかということは、多分個別の管轄にもなっていくと思いますので、例えば住宅として活用していくということであれば、住宅セクションの私どものほうで、どうするか考えます。それから、子育て施設のほうで使っていこうかということであれば、子育てのほうで。市内の各担当と連携して、どういうものに使っていこうかということをお伺いして、意向をアンケート調査等しながら、検討していくということです。

○**東参事** 補足ですけれども、今回の調査を行って、まとめたら、今後空き家等の対策計画を作りますので、その中で利活用とか、それからどうするかとか、そういったことも含めて計画していきたいと考えております。以上です。

○**委員** 1個目の質問なのですけれども、今回のAという住宅が空き家らしいということ、2回にわけて調査をかけるわけですね。これがそうだったときに、この固定資産税を払う所有者を、税情報から借りてくるということで今審議をされているわけですね。その物件に、固定資産税とかはきちんと払われているのだけれども管理状況が悪いという場合は、その方の対応を今回のこの空き家の管理の中でやっていくと思うのですけれど

ども、すでにそこに、固定資産税を払われていないとか、税が未納だということがあった場合は、このプロジェクトから外れて、課税課のほうで追うのかということが聞きたいです。そういう認識で良いですか。

○**神山課長** 滞納者への納税の督促とか、どうやってお支払いしていただくかということについては、今回の空き家の中には入っていません。というのは、徴税吏員ではないので、そこまで調査権限が及ばないと。

○**委員** 目視で空き家だとわかりました、調べてみたら納税されていませんでしたというのは、このプロジェクトの中からは抜けていく物件になるという考え方でよろしいですか。

○**神山課長** 空き家かどうかの判定に、税金を納めているかどうかという項目はございません。それを使う予定はありません。税金とはかかわらず、空いているか空いていないかというのを見るだけです。

○**委員** 賃貸もありますよね。賃貸でいくと、これは短期間ではなくて、長期になっていて、手を加えて貸すのと、もう通常から空き家だけれども、管理をされているか、そういう部分というのは、どういうふうに判断するのでしょうか。

○**神山課長** 基本的に賃貸、不動産の市場に出ているようなものというのは、そういった管理不全に陥る可能性というのは非常に少ないと思っております、例えば不動産会社が入っていたアパートがあります。アパートの部屋で、空き家は何戸かありますと。そういうものは、今回空き家とはしない予定です。ただ、アパートの全部が空いていれば空き家にしますけれども、1戸でも入っていれば、空き家にしません。戸建の場合は、戸建を誰かに貸しているという場合は、空いていれば空き家とします。

○**委員** 状況を見て、管理が悪いからそこを空き家と見るだけではなくて、管理が良くても、空いている場合については空き家と見るのですね。

○**神山課長** はい、そうです。空いているかどうかと、管理状況の2つを見ていくということです。

○**会長** そのほかに。

○**委員** どうしてもさっきのことが気になるので。基本的には外観目視。でもさっきおっしゃっていましたがけれども、ガスメーターや電気メーターを見るとおっしゃっていたので、その場合敷地に入りますよね。これは僕も以前にこういった仕事をしていたので、訴えられて裁判になったことがあるのですけれども、この専門業者さん、専門知識をお持ちの業者さんというところに、その辺のところを十分気を付けてくださいと言うのも変な言い方だけれども、別な罪に問われてしまいますのでね。よろしく伝えてください。

○**会長** そのほかにはありますか。

○**東参事** 1点補足をよろしいでしょうか。先ほどの委員からの税の未納の話なのですがけれども、基本的に課税課のほうで、税を払っていなければ当然把握していますので、税法の範囲内で、所有者を追いかけて対応していると思いますので、そこは関係ないという形でやっています。以上でございます。

○**会長** よろしいですか。それではこの辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2の「空き家の実態調査に関する業務の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。

諮問3

○**鈴木課長** 子育て支援課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○**原係長** 子育て支援課手当・助成係長の原と申します。よろしくお願いいたします。

○**関田主事** 子育て支援課担当の関田と申します。よろしくお願いいたします。

○**鈴木課長** それでは、着座させていただきます。

○**会長** それでは、次に諮問3の「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について」審議をお願いします。担当課の説明を求めます。

○**鈴木課長** それでは、お手元の資料の13ページをご覧ください。諮問3といたしまして、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用ということで、事務の開始の報告をさせていただくとともに、目的外利用につきましてお諮りさせていただくものでございます。諮問の理由といたしましては、未婚の児童扶養手当受給者に対して臨時・特別給付金を支給することに伴い、対象者の抽出を行う必要があるため、児童扶養手当事務で収集した個人情報を目的外利用させていただきたいというものでございます。

1枚お開きいただいて14ページをお開きください。こちらは事務の開始の届出の用紙となっております。事務の名称といたしましては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金でございます。こちらは、令和元年11月分の児童扶養手当を受給されていらっしゃる未婚のひとり親の方に対して、1万7,500円の手当を1回だけ支給をするという事務となっております。事務の目的といたしましては、子どもの貧困に対応するためということで、臨時特別の給付措置として実施されます。対象者は今ご説明させていただいたとおり、元年の11月分の児童扶養手当の支給を受けている父又は母で、その基準日においてこれまで法律婚をしたことがない方ということになっています。現在事実婚をしていない者また事実婚の相手方の生死がわからない、明かでない者に限るという条件がついております。記録項目としましては、基本的事項としまして、氏名や住所等、識別番号、本籍・国籍、生年月日・年齢、電話番号、性別等のものとなっております。記録項目にあります心身の状況としては、妊娠・出産、家庭状況としては、家族状況、親族関係、婚姻関係、それから財産状況として、収入の状況と課税の状況、それから口座振り込みを行いますので、口座情報。その他といたしましては、児童扶養手当の支給要件、受給要件

が要件となっておりますので、児童扶養手当の支給状況と、あと外国人の方におきましては、在留期間の確認をさせていただきます。処理形態としては、電算システムで処理をいたしますが、窓口受付等がありますので、システム以外でも処理をさせていただきます。記録されるのは、文書とパソコン。システムで処理をしますのでパソコン。あとシステムを持っておりますので、データセンターということになっております。個人情報の主な収集元といたしましては、ご本人にご申請をいただく制度ですので、ご本人からいただきます。あと本人以外というところで、本日諮問でお諮りさせていただく児童扶養手当受給されている方が原則対象なので、既に児童扶養手当の情報を同じ手当・助成係で支給の事務を行っていますので、そちらの情報を使い事務をさせていただきたいと考えております。個人情報の経常的な目的外利用・提供先というのはありません。委託もありません。指定管理者による代行等もありません。あと特定個人情報も取り扱う事務ではございません。

1枚めくっていただいて、16ページをお開きください。こちらが本日お諮りさせていただいている目的外利用につきましての様式になってございます。利用するデータは、児童扶養手当支給事務の情報を利用させていただくというところです。目的外利用の期間としましては、7月1日から年度いっぱいということで、3月31日までとなっています。こちらは国から示されている事務の進め方の中で、児童扶養手当8月分が現況届といいまして、年に1回更新の手続を皆さんにお願いするのですが、そちらの事務をするために7月から準備を進めて、その児童扶養手当の8月の年に1回のお手続の時に、併せて何度もお越しいただくことのないように、一緒にお手続をお取りいただくように進めたいと考えています。年度いっぱいというのは、3月末までにきちんとご申請いただいた方には、お金をお支払いするようにと国からきておりますので、そこまでに事務を終了したいと考えております。

あと未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金についてなのですが、その次のページに資料を付けさせていただいております。こちらにあります。平成30年12月13日の自由民主党と公明党の政調会長の合意において、2019年10月からの消費税引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するために、ひとり親に対し住民税非課税の適応拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討するという形で検討される中で、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚の方に対して給付を行うということが決定され、そちらに基づいて行う事務であります。名称は、ご覧のとおりです。実施主体は、都道府県と市及び福祉事務所設置市町村となっております。支給対象者は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けている父又は母ということで、基準日においてこれまで法律婚をしたことがない方、同日において事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方に限られています。基準日というのが、2019年10月31日になっておりまして、この日に児童扶養手当の受給資格があるという方になっています。給付額は、17,500円です。費用としては全額国庫負担の10/10負担ということで、国から補助金が

いただけることになっています。東大和市においては、およそ100件弱位の該当者がいらっしゃるのではないかと考えております。説明は以上でございます。

○**会長** はい、ありがとうございました。それでは、質問等ありましたら、お願いいたします。

○**委員** 主に個人情報の収集元がご本人からの申請ということで、これまでに法律婚をしたことがないことというのは、支給日時点で法律婚をしていないかとかではなくて、これまで1度もしたことがないという主旨ですね。それをご本人からの、したことがありませんという申し出で判断する、戸籍情報までアクセスするのかなのかという部分と、もう1点。基準日において事実婚をしていない者かというのは、どうやって調べるのかなと思って、それをご本人からの回答だけによるものなのかどうか。

○**鈴木課長** 担当のほうからご説明をさせていただきます。

○**関田主事** まず1点目に関してなんですけれども、申請に当たって申請者の方の最新の戸籍謄本の提出をいただきます。そちらで最新の状況で婚姻歴があるかどうかというのを、まず確認するのと、あと過去に渡っては、申請者のご本人の方に、今までに法律婚をしたことがないですといったような誓約をいただくことによって、婚姻していないことを確認したとみなして、審査をさせていただく形になります。2点目の事実婚に関しては、こちらはそうですね、おっしゃっていただいたように本人からの聞き取りに限ってしまうところにはなるのですけれども、ご本人の申し立てをもって審査をさせていただくところになります。

○**委員** ありがとうございます。

○**会長** よろしいですか。

○**委員** はい。

○**会長** ほかに。はい、どうぞ。

○**委員** さっき児童扶養手当との関連の中で、該当者の方というのはある程度把握してらっしゃるということで、この方に案内を差し上げて申請を受けるといった形の事務の流れでいいのかというのが1点と、それからさっきの事実婚の関係ですけど、例えば父親が認知している場合に該当になるのか、あるいは養子縁組などの場合には該当になるのか、そのへんのところを。

○**関田主事** まず1点目なのなんですけれども、明らかに対象とは見込まれないような方に関しては、案内を省いてあらかじめ該当すると思われる方を抽出して、その方たちに案内の通知を送ることを見込んでおります。2点目に関しては、まず認知の有無に関しては、こちらの未婚の臨時給付金の支給には係わってこない要件になっております。ただ養子縁組されていることになると、例えば戸籍上の父であったり、戸籍上の母が存在するような状況になってしまうので、そもそもひとり親としてはみなされないような状況になってしまうのかなと思われまして。

○**会長** よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 はい、次の人。

○委員 この度、今までに未婚のひとり親は非課税世帯、事実婚でひとり親であれば非課税となっていた扱いが、今までは未婚の場合非課税対象ではない方たちが、このたび未婚のひとり親も非課税対象者になるということが大きく変わって、それに付随してプラスの今回消費税増税の激変緩和措置が、今回の審議に当たっている部分だと思っているのですが、未婚のひとり親でこのたび非課税世帯になるという世帯が限りなくこれと同じ状況かなと思うので、未婚のひとり親で非課税世帯になる人たちの事務と、今回のこの事務はどこかで連動をしているのだとすると、すごくわかるなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木課長 今回この事務を行うに当たっては、連動はしておりません。児童扶養手当の受給者の方の中で、該当する要件に当たるとされる方に案内をして、ご本人から申請を受け付ける中で、要件に該当していると、手当を支給するというだけの単体の事務になっております。

○委員 あくまでも基本情報は児童扶養手当を現在受けているということというふうに。

○会長 ほかに。はい、どうぞ。

○委員 未婚の取扱いといたら、言葉があっているかどうかわからないのですが、離婚をして、また新たにお子さん生んで、その親はわからないような、わからないというか、そういう場合は1度結婚して離婚していますよね。

○関田主事 そうですね。1度でも法律婚をしている場合は、今回の臨時・特別給付金は対象外ということです。

○委員 はい、わかりました。

○会長 ほかに。よろしいですか。それでは、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問3「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事務における保有個人情報の目的外利用について」は、提案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。

○鈴木課長 どうもありがとうございました。

○関田主事 ありがとうございました。

諮問4

○会長 次に諮問4「子育てのための施設等利用給付事務の委託について」審議を行います。それでは、ご説明ください。

○関田課長 保育課長関田でございます。

○豊田係長 保育・幼稚園係長豊田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、説明を求めます。

○関田課長 それでは、お配りしている資料で、本日の23ページの資料ですが、出した時点ではこの中身で良かったのですが、そのあと変更がございまして、本日はこの資料は使わないということで、お願いできたらと思います。それでは、19ページをご覧いただきたいと存じます。諮問4子育てのための施設等利用給付事務の委託についてということで、(1)事務の開始についてでございます。条例第7条4項に基づきまして、審議会の皆様のご報告を申し上げるものでございます。続きまして、開いていただいて20ページをご覧いただきたいと思います。個人情報取扱事務の届出事項に沿ってご説明を申し上げたいと思います。まず初めに2番開始の年月日でございます。31年6月5日本日でございます。次に5事務の名称でございます。子育てのための施設等利用給付事務ということです。次に6事務の目的でございます。子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月より幼児教育の無償化が開始されます。子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設等の無償化対象施設を利用する3歳から5歳の児童及び住民税非課税世帯の0歳から2歳の児童が利用した際に要する経費を支給するためのものであります。次に、7対象者の範囲は子育てのための施設等利用給付の支給認定児童、当該児童の保護者及び同居の親族であります。次に8記録項目は認定に必要な氏名、住所、生年月日等の基本事項、健康状態、妊娠・出産等の心身の状況、収入、課税等の財産状況、その他、家庭状況等につきまして資料のとおりとなっております。次に9処理形態は電算システム、電算システム外で10記録形態は文書、電磁気録媒体、その他であります。次に11個人情報の主な収集元等でございますが、本人、本人同意による収集、庁内連携及び子ども・子育て支援法第16条を根拠とする他の自治体の課税状況等の公用照会等でございます。12、14につきましては、該当がなく、13委託につきましては申請のあった情報をシステムに入力する業務を業者に委託いたします。続きまして、21ページをご覧ください。特定個人情報を取り扱う事務の場合ですが、子育てのための施設等利用給付事務は、個人番号を利用する事務に該当となり、10月1日の施行日をもって利用可能となります。1処理形態につきましては、電算システム及びオンライン結合、2記録形態は文書及びその他のデータセンターです。3個人番号を利用する事務の根拠規定は、番号法第9条第1項に定めのある番号法別表第1の94の項になります。次に、4特定個人情報保護評価の有無につきましては、既存の子ども・子育て支援関係事務の拡充として実施する予定であります。次に、5特定個人情報の主な収集元及び収集の根拠規定は、主に本人・代理人からの収集となります。年度途中転入において課税情報等を他自治体が所有しておりますので、そういった場合、他の官公庁を利用することとなります。6から8につきましては、該当ございません。以上ご説明申し上げた事務を新たに開始するにあたり、第7条第4項により事前に審議会に報告するものでございます。

続きまして、もう1件ございます。19ページをご覧いただきたいと思いますが(2)

事務の委託ということでございます。条例第10条第2項に基づき意見を伺うものでございます。では、理由についてでございますが、令和元年10月から幼児教育の無償化が開始することに伴い無償化対象の新たな認定を行う作業が始まります。利用者より申請があった情報をシステムに大量に入力する事務が発生しますことから、新制度を円滑に導入するためデータ入力業務を委託するものでございます。それでは、資料24ページをご覧くださいと思います。こちらは無償化に伴う業務フロー図でございます。下の表をご覧くださいと思います。施設等利用給付における確認の位置づけの利用者と市町村の関係がございます。認定及び給付が今回新たに開始する事務の内容となっております。利用者より認定の申請を受け市町村が無償化の対象となることの認定を行い、その後、施設を利用した際、費用を利用者が請求し、市町村がその費用を給付するという形になります。今回、認定に当たる部分の利用者から申請のあった情報をシステムに入力する業務を委託するものでございます。

続きまして、22ページをご覧くださいと思います。1から5につきましては、先ほど報告いたしました内容と同じですので、割愛させていただきます。次に、6委託内容は、子育てのための施設等利用給付事務において利用者から提出された申請書の内容をシステムに入力することになります。委託の内容につきましては、短期間で大量のデータをシステムに入力する必要があることから、新制度を円滑に実施するため、データ入力の専門業者に業務を委託、お願いするものでございます。次に、7委託期間につきましては、令和元年7月1日から入力作業が終了するまでの数日間を予定しております。また、開始時期につきましては、まだ国の動向等が定まっておりませんので、遅くなるという可能性もございます。次に、8委託に係る個人情報の項目・範囲は、諮問書の内容のとおりとなります。また利用者から提出される申請書には、個人番号の記入がございます。マスキングテープ等で目隠しをして使用するなど、委託業者には個人番号が見えないように対応する予定でございます。最後に、9個人情報保護措置の概要につきましては、委託業者に個人情報の適正な管理・取扱い等を遵守させるため、契約書に個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付するなど、個人情報の漏えい等がおきないように管理等を徹底させていただきます。以上、申し上げた事務に関して、事務を委託することについて、第10条第2項により本審議会のご意見をお伺いするものでございます。説明は以上でございます。

○会長 説明が終わりました。何か質問等がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員 委託先の業者には、個人番号についてはマスキングするなど、見えない方法ということだったのですが、マスキングというのは、マスキングテープとかですか。どういう形でマスキングするのですか。

○関田課長 シールを申請書の上に貼らせていただいて、目隠しをするような形になります。

○委員 はがそうと思えばはがせるということですね。

○関田課長 はい。

- 委員 それで足りるのですか。どうなのかなというのはいいます。
- 関田課長 そこはこちらの指導を徹底させていただいて、対応はしたいと考えております。
- 会長 ほかにありますか。ほかにないようでしたら、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。
- 委員 すみません、20ページの開始年月日平成31年になっているのは、令和に直したほうがいいですね。
- 関田課長 出したときは4月の時点でしたので、申し訳ございません。
- 会長 ほかに。はい、どうぞ。
- 委員 すみません。この審議会とは関係ないのですが、無償化対象施設である確認を受けた施設等を利用した際に要する費用ということなのですが、無償化対象施設というのは何で、費用とはどれくらい掛かるものなのか。この費用とはどういうものを指しているのですか。
- 関田課長 無償化対象施設につきましては、基本的には認可保育園、認可幼稚園等がございます。グレーの部分になっているのは、ニュースとかでも言われているように、認可外保育施設と言われる部分です。こちらについては、東京都がここは大丈夫だよと、検査を実施して大丈夫な施設だという認定を受けていないと対象の施設にはなりませんので、そちらを対象を受けたという表現になっております。また、金額については、保育園につきましては、掛かった利用料といわれる、今まで保育料で取っていた一部なのですが、利用料という部分が無償化になるというものです。幼稚園については、上限額がございます。今言われているのは、2万5,700円が上限額で、大概はこの辺だと、1か月3万円位お預かりしますというところかなと思うのですが、その、2万5,700円部分は、市からの給付という形でお支払いをさせていただくという形になります。以上でございます。
- 会長 ほかに。よろしいですか。それでは、この辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問4「子育てのための施設等利用給付事務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。
- 関田課長 ありがとうございます。
- 豊田係長 ありがとうございます。

諮問5

- 会長 次に諮問5「男女共同参画推進計画策定事務における保有個人情報の目的外利用について」審議を行います。それでは、担当課の説明をお願いします。

○大法課長 私は、市民部地域振興課長の大法と申します。よろしくお願ひいたします。私からは25ページ諮問5男女共同参画推進計画策定事務における保有個人情報の目的外利用につきまして、ご説明をさせていただきます。今回は、条例第7条第4項に基づく個人情報を取り扱う事務の開始といたしまして、男女共同参画推進計画策定事務の報告と保有個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき意見を伺うものでございます。

まず、東大和市男女共同参画推進計画について簡単にご説明をさせていただきます。市におきましては、平成13年に東大和市男女共同参画推進計画を策定いたしまして、平成19年にその内容の見直しを行いました。その後、平成23年度から計画期間を10年とする第二次東大和市男女共同参画推進計画を策定し、中間年となる5年後に見直しを行い、平成28年度に第二次東大和市男女共同参画推進計画改訂版を策定し、現在に至っております。この推進計画改訂版の計画期間が、平成32年、令和2年度までとなっておりますことから、令和3年度以降の新たな計画として、第三次東大和市男女共同参画推進計画を策定するにあたり、市民の男女平等に対する意識や実態を把握するための市民意識調査を行い、推進計画改訂版の見直しのための基礎資料として使用するものでございます。この市民意識調査にあたりましては、調査票の送付先として住民基本台帳のうちから1,000件を無作為抽出し、宛名シール及び発送控えリストとして利用することから、今回諮問させていただきますところでございます。

それでは、26ページをお開きください。業務の開始について個人情報取扱事務の届出事項に基づき報告をさせていただきます。項目2開始年月日は、令和元年7月1日であります。項目5事務の名称は、男女共同参画推進計画策定事務であります。項目6事務の目的は、令和3年度を初年度とする次期推進計画の策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントを実施し、市民等から意見を聴取するものでございます。項目7対象者の範囲は、市民意識調査の調査対象者及びパブリックコメントの意見提出者でございます。項目8記録項目は、氏名、住所、性別及び生年月日の基本的事項、職業、学校、団体加入の社会生活事項、その他として利害関係を有することが明らかにできる事項でございます。項目9処理形態は、電算システム以外であり、電算処理はございません。項目10記録形態は、文書及びパソコン、CD-Rの電磁的記録媒体でございます。項目11個人情報の主な収集元及び収集の根拠規定は、本人及び個人情報保護条例第6条第3項第5号に該当する本人以外、実施機関内である市民課であります。項目13委託・再委託については、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することはございません。個人情報取扱事務の届出事項の報告につきましては、以上でございます。

続きまして、28ページをお開きください。保有個人情報の目的外利用について、諮問書に沿いまして概要を説明させていただきます。項目1目的外利用・提供の届出をする事務担当課は、市民部市民課であり、項目3目的外利用・提供の届出をする事務の名称は、住民基本台帳並びに個人情報の付番及びカードの交付に関する事務でございます。項目5

目的外利用の期間は、令和元年7月1日から令和2年3月31日までであります。項目7目的外利用を求めた事務担当課は、市民部地域振興課でございます。項目9個人情報を取り扱う事務の名称は、男女共同参画推進計画策定事務でございます。項目10個人情報を取り扱う事務の目的は、令和3年度を初年度とする次期推進計画の策定に当たり、市民意識調査やパブリックコメントを実施し、市民などから意見聴取のためのものであり、項目11対象者につきましては、市民意識調査の調査対象者となっております。項目12目的外利用をする保有個人情報の項目は、無作為抽出された東大和市内在住の18歳以上の男女の氏名、住所、性別、生年月日でございます。項目13目的外利用の根拠は、個人情報保護条例第12条第2項第5号に該当するものでございます。以上、ご説明申し上げました事務に関する保有個人情報の目的外利用について、ご意見を伺うものでございます。よろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。何か質問等ありましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

○委員 この個人情報を集める18歳以上の男女、この男女というのはだいたい500、500ですか。

○大法課長 はい、その予定でございます。

○委員 18歳以上の上限というのは。

○大法課長 上限は設ける予定はございません。

○委員 無作為に抽出された、もしかしたらすごい年齢の人も出てくると思うのですが。

○大法課長 そうです。おっしゃるとおりです。

○委員 やはり男女平等参画に掛かってくるのは、仕事をしている世代の方だと思うので、まだ働いている80代の方もいらっしゃるかもしれないですけど、何か条件を決めたほうがもっといい意見が出てくるのではないかなと感じました。

○大法課長 参考にさせていただきます。

○委員 26ページの11番のところで、この調査については、基本的にアンケート調査なので、本人からの情報収集がメインなのかなと思うのですが、本人以外の部分に条例第6条3項5号に該当することとあるのですが、条例第6条3項5号を見ると、所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないときという規定がされていて、この場合どういうことを想定して、例えばこのときにどういう情報を収集するのかなとイメージがつかないのですけど。

○大法課長 その項目は確かにあるかと思います。無作為で抽出させていただきますので、場合によりましては、そうした状況の中にあるような方にも送られることもあるかもしれないということも想定しての、本人以外ということで。そういった方のご意見を賜るときは、もしかしたら近親者の方とか、そういう方も交えた中でご意見を頂戴する機会もあるかということも想定している、というふうに考えてございます。以上でございます。

○会長 そのほかには。はい、どうぞ。

○委員 対象者の範囲の中に、パブリックコメントの該当者も意見提出者というのが入っているのですが、今回はあくまでも住民基本台帳の中から1,000件程度を抽出するというのが、今この個人情報審議会にかけているものですよね。だからここの事務を説明するのは、こういったことパブリックコメントというのも入れなければいけないだろうけど、対象者の範囲に入れなくてもいいのかなど。

○大法課長 委員のおっしゃるとおり、わかりました。

○委員 勘違いしてしまうので。あくまでも住民基本台帳から抽出するのでということなので、対象者の範囲からは、これは載せないほうがいいのかなど。

○大法課長 そうでございますね。今、委員もおっしゃった諮問書でございますけれども。個人情報の取扱事務の届出事項についてはそうだけでも、諮問書についての対象としてはどうなのだというごもっともなご意見だと思います。

○下村課長 今の関係で、事務局からご説明します。今お話があったのは28ページの対象者の範囲という11番のところですかね。こちらにつきましては、実は今まで記載が不統一な部分もございました。それで、統一した記述にしております。基本的にはこの部分に関しましては、個人情報取扱事務の届出の部分の対象者の範囲、それをそのまま持ってきてございます。要するに事務としては男女共同参画推進計画策定事務で、その事務における個人情報の取り扱う目的としては、これこれこういうことで対象者の範囲はこれこれこういうことだと。ここは諮問書ではあるのですが、今回目的外利用を行う事務はこういうものだと。それでその下の12以降に、今回その事務において具体的にはどのような保有個人情報の項目範囲・目的で目的外利用するのかというところで、こちらには今回アンケート調査のために18歳以上の男女1,000件の氏名、住所、性別、生年月日を目的外利用するのだと。それに対しては、条例第12条第2項第5号に該当するというようなことで、表を整理しているところがございます。確かにわかりにくいところございまして、疑問を持たれたのは承知しているところではございますが、一応このようなつくりとして今回つくってございますので、ご説明させていただきました。以上でございます。

○委員 よろしいですか。このアンケート調査を実行するのはあくまでも上記の該当者。

○会長 ほかにありますか。

○大法課長 会長、申し訳ございません、1件訂正をさせていただいてもよろしいでしょうか。先ほどご質問いただきました個人情報届出事務の26ページでございます。届出事項の11番で、先ほどご意見頂戴しました本人以外ということで条例第6条第3項第5号とこちら私ども書かせていただいております。そのとおり説明させていただいたところでございますが、こちら条例第6条第3項第7号でした。内容につきましては、国、独立行政法人その他地方公共団体もしくは地方独立行政法人から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合、または条例第12条第2項の各号のいずれかに該当する利用者もしくは提供人により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる、というこちらのほうに該当するというところで誤りがありました。この

場で訂正させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○会長 それではそのほかには無いようでしたらこの辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問5の「男女共同参画推進計画策定事務における保有個人情報の目的外利用について」は、提案のとおり承認したいと思います、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし

○会長 ありがとうございます。それでは本件については提案のとおり承認いたします。以上をもちまして諮問案件の審議は終了しました。

5 審議会への報告

○会長 引き続きまして報告案件に移りたいと思います。報告案件の1「個人情報の本人外収集について」、2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」、3「事務の所管換えに伴う個人情報取扱事務の変更について」を、一括して事務局から説明をお願いします。

○下村課長 それでは報告案件につきまして事務局からご説明いたします。29ページをお開きください。本日の報告事項は1「個人情報の本人外収集について」、2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」及び、3「事務の所管換えに伴う個人情報取扱事務の変更について」の3点でございます。

初めに報告1「個人情報の本人外収集について」であります。条例第6条第4項の規定により、審議会に報告するものであります。31ページをお開きください。今回は社会教育課の成人式の1件であります。32ページをお開きください。新成人への案内状送付のために条例第6条第3項第7号の規定による個人情報の本人外収集を行ったものであります。以上でございます。

次に報告2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。条例第7条第4項の規定により、審議会に報告するものであります。33ページをお開きください。今回は、7課におきまして、個人情報取扱事務の開始4件、変更3件、廃止1件計8件の届出がありました。ここでこの表中に1点誤字の訂正がございます。上から2段目、課税課の固定資産税・都市計画税の賦課事務のところの備考欄3行目でございますけども、等に基づき法務省に情報的供となっているのですが、こちら情報提供の誤りでございます。お詫びしてご訂正の程お願いいたします。それでは34ページをお開きください。こちら事務担当課は企画課で、事務の名称は総合計画審議会事務、届出の内容は開始であります。令和4年度を初年度といたします、次期東大和市総合計画の策定に当たり、東大和市総合計画審議会を開催するため、市民委員を公募することから、個人情報を取り扱うものであります。対象者の範囲、記録する個人情報の項目、その他個人情報の取扱いに関する内容は、こちらに記載のとおりであります。次に36ページをお開きください。課税課で固定資産税・都市計画税の賦課事務の変更であります。変更箇所は12番個人情報の経常的な目的外利用・提供先及び目的外利用・提供の根拠規定の欄の他の官公庁のところ、黒枠で

法務省と囲まれております。こちらとそれから15番、備考欄の(2)、(5)の部分であります。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、こちらの第40条第3項等におきまして、市が法務局の登記官からの求めに応じて、土地の所有権の登記名義人となりうるものに関する情報の提供を行うことが定められました。それに伴いまして、内容を追加したものでございます。次に38ページをお開きください。地域振興課で通訳交流員派遣事務事業の変更であります。この事務は日本語及び外国語が堪能な市民の方にかじめ登録をしていただきまして、市の事業等で外国語通訳を必要とするときに派遣をするものでございます。今回事務の届出の内容を見直しまして、欠けている部分等の必要な変更を行うものであります。次に40ページをお開きください。子育て支援課で東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査事務の廃止であります。平成30年度に子ども・子育て支援ニーズ調査を実施しまして、その結果の取りまとめと、公表が終了いたしましたので、事務を廃止したものであります。次に41ページをお開きください。保育課で実費徴収に係る補足給付事業事務の開始であります。こちら開始年月日が平成31年6月5日とありますが、令和元年でございます。お詫びしてご訂正をお願いいたします。この事業は子ども・子育て新制度に移行をしていない幼稚園に通っている所得制限の基準に該当する児童に対しまして、食材費を支給するために個人情報を取り扱うものであります。なおこの事務は、個人番号マイナンバーを取り扱う特定個人情報取扱事務でもありますので、次の42ページにも記載がございます。こちら一応開始の時期は、先ほどの幼児教育の無償化と同様に、今年10月1日を予定しております。続きまして43ページをお開きください。こちら同じく保育課で東大和市保育士宿舍借り上げ支援事業の開始であります。市内の保育施設におけます保育士の確保を目的といたしまして、宿舍借り上げに係る費用の一部を補助するため、対象者の個人情報を取り扱うものでございます。続きまして45ページをお開きください。教育総務課で第二次東大和市学校教育振興基本計画策定検討事務の変更でございます。こちら訂正をお願いいたします。表の一番上のところ、開始に黒塗りになっておりますが、変更の誤りでございます。こちら訂正をお願いいたします。また変更年月日が平成30年10月1日ということで報告の時期が遅れてございます。こちら重ねてお詫びを申し上げます。変更の内容であります。主に計画策定におけますパブリックコメントの実施に伴うものでございます。なお、パブリックコメントは昨年10月29日から11月28日までに実施いたしまして、4人の方から18件の意見提出がございました。次に47ページをお開きください。こちら社会教育課で東大和市スポーツ優秀選手表彰(仮称)でございますが、こちらの開始であります。市内のスポーツ振興のため、スポーツで活躍した市民の方を表彰するため必要な個人情報を取り扱うものでございます。以上で報告2を終了いたします。

続いて最後に報告3、事務の所管換えに伴う個人情報取扱事務の変更について、条例第7条第4項の規定により審議会に報告するものであります。49ページでございます。こちらは、本年4月1日付の組織改正、事務の所管換えに伴います課名と登録番号の変更で

ございます。1件目は、諮問1でご審議いただきましたプレミアム付商品券事業に関する事務でありまして、企画財政部企画課から市民部産業振興課に移ったものであります。2件目、3件目は、いずれも土地区画整理事業に伴う事務でありまして、土地建設部区画整理課の廃止によりまして、同じ都市建設部の都市計画課に事務が移ったものであります。今回の報告は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○**会長** 報告が終わりました。質問等ありましたら、お願ひいたします。はいどうぞ。

○**委員** 34ページですけれども、8番記録項目の社会生活で、職歴と学歴に線が引いてあるのですが、本当に線が引いてあってよろしいのですかという確認なのですが、なぜかという、私男女共同参画推進の市民公募の委員でして、採用されましたと連絡があったあと、所定の用紙で職歴と学歴を記入して出したことがあるのですが、どうなのでしょう。

○**下村課長** 現在のところ、あくまで応募の時点で、現在の職業で、現在の学校、要するにおそらく市内在住在勤ということかと存じます。なので、現時点ではこの内容かと思うのですが、そこについては今一度確認をいたしまして、もし過去の職歴ですとか、学歴を収集するようでしたら、変更の届出をさせたいと思いますので、確認をさせていただきたいと思ひます。

○**委員** すみません。45ページに似たようなものがあるのですが、45ページの変更、やはり市民公募なのですが、そこには職業・職歴、学校・学歴とあるので、多分同じようなかんじで公募されるかなと思つたので、よろしくお願ひします。

○**下村課長** はい、承知しました。

○**会長** それでは、そこは確認していただいて。

○**下村課長** 確認した上で、適切に変更する必要があるれば変更をかけたいと思ひます。

○**会長** そのほかには。では、質問よろしいでしょうか。以上で報告は終わりました。以上で本日の議題は全て終了しました。なお承認となりました諮問については、審議会の意見として取り扱う個人情報情報は情報漏れのないように十分注意し、適切に管理をすることを付帯意見とし、本日の会議記録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**会長** ありがとうございます。それでは、ほかに何かありますでしょうか。特にないようでしたらこれもちまして、本日の個人情報保護審議会を閉会としたいと思ひます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。